



平成 20 年 8 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 A C K グループ
代表者名 代表取締役社長 廣谷 彰彦
(J A S D A Q ・ コード番号 2 4 9 8)
問合せ先 取締役 統括管理本部長 長尾 千歳
TEL 03 - 6311 - 6641

(訂正)「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせの一部訂正について

平成 20 年 8 月 22 日付けで発表いたしました「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせについて、下線が抜けておりましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

< 訂正前 >

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

<訂正後>

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

以上